

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43793

昭和
40
年度
派遣
計画
(調査
書)

日本青年海外協力隊について
(昭和40年度派遣計画)

経済協力局技術協力課

目 次

1. 従来の経緯

- (1) 予備調査団
- (2) 40年度予算成立
- (3) 実施調査団
- (4) 第1次訓練計画及び派遣
- (5) 第2次訓練計画及び派遣
- (6) 取極

2. 参考資料

- (1) 協力隊要綱
- (2) 40年度予算表
- (3) 協力隊派遣に関する閣議決定
- (4) 隊員の訓練日程(第1次、第2次派遣)
- (5) 第1次第2次派遣先一覧表(隊員名簿を含む)
- (6) 協力隊隊員の派遣に関する契約書
- (7) 協力隊隊員の海外手当等に関する基準
- (8) 協力隊派遣に関する閣議報告

日本青年海外協力隊

1. 従来の経緯

第46回国会における施政方針演説において、池田総理大臣は「技術を身につけた青年が東南アジア等の新興国へおもむき、相手国の青年と生活を共にしつつ、互に理解を深めることを重要と考え、その準備をしております。」と述べ、日本青年海外協力隊構想の意図を明らかにした。その後この構想をめぐつて、関係民間団体ならびに自民党と外務省側との間に、国内青年対策上の問題や実施団体を新たに設けるべきかどうかの問題について意見の相違があつたが、結局本構想を国内青年対策の国外延長というような形で実施することは避けべきで、技術協力の一環として実施する方が低開発国の希望にも合致し、妥当であるとする外務省の意見を自民党側も諒承し、将来はとも角、啓発、募集、選考、訓練、派遣の事業を一貫して海外技術協力事業團に

実施せしめることになった。そして本構想を具体化するために、国会議員、外務省事務官、海外技術協力事業團職員からなる予備調査団を派遣することになった。

(1) 予備調査団

昭和39年度政府予算において、日本青年海外協力隊の海外調査費として1500万円が計上された。その結果、東南アジア等の開発途上にある11カ国を4班にわけ、昭和39年5月下旬から6月下旬にかけてわが協力隊の受入気運、協力分野ならびに派遣に際しての具体的条件等を調査するため予備調査団が派遣された。

派遣国、団長氏名、期間等は次のとおりである。

第1班(インドネシア、フィリピン)5月20日～6月8日調査団員(衆議院議員宇野宗佑以下5名)第2班(タイ、マレーシア)6月4日～6月28日調査団員(参

3

議院議員川野三曉以下6名)第3班(セイ
ロン、パキスタン、インド)6月1日~6
月28日調査団員(衆議院議員八田貞義以
下6名)第4班(エティオピア、ケニア、
ガーナ、ナイジェリア)5月24日~6月
15日調査団員(衆議院議員海部俊樹以下
2名)

(2) 40年度予算成立

昭和39年の予備調査団の報告等を検討
した結果、40年度に80名程度の派遣
(予算上3カ月分計上1億円)を要求した
が、昭和40年度予算として総額76,79
1,000円が認められた。

(別添参考資料②参照)

(3) 実施調査団

昭和40年度予算の中で実施調査費が計
上されたので海外協力隊事務局は、各國よ
りの要請内容を検討の結果、40年度第一
陣派遣可能対象国として、フィリピン、マ

4

レイシア、ラオスおよびカンボディアの4
カ国を選び、2班の実施調査団を派遣した。
第1班はフィリピン、マレイシアを調査し、
第2班はラオス、カンボディアを調査した。
その結果として各國ともわが協力隊に対する
期待が極めて高く、現地関係機関の受入
体制も整い、かつ協力隊隊員をして協力す
るのに最も適当と判断された各分野につき、
派遣に関する原則的な了解を各々取結んで
来たが、その総数はフィリピン、ラオス、
カンボディアおよびマレイシアの4カ国計
38名であった。

(4) 第1次訓練計画及び派遣

前記要請をうけた38名を一般に広く公
募した結果、463名が応募し、更に書面
審査、口答審査を経て34名が隊員候補者
となつたが、途中辞退者もあつて、31名
が最終的に適格候補者となつた。この31
名に対して、横浜、根岸の海外移住センタ

一で、昭和40年10月11日より12月10日まで2カ月間きびしい訓練が行なわれた。

その結果、無事に事前訓練を終了した3名を対象にして、派遣計画が確定したので、昭和40年12月下旬以降フィリピン、ラオス、カンボディア及びマレーシアの各国に対し順次派遣を行なつた。

(5) 第2次訓練計画及び派遣

第1次訓練計画に引き続き、第2次訓練計画を下記の日程で実施した。これは先方から要請がありながら前回訓練計画において適格候補者がいなかつたため見送つた業種、その後追加要請のあつた業種及びアメリカのケニアから新たに要請のあつた電気及び建設機械の維持修理の二業種等合計9名の隊員派遣要請があつたためであり、応募者619名のうちより19名が適格候補者となり、1月24日より3月19日迄

横浜、根岸の移住センターで所定の事前訓練を受けた所、途中辞退者が1名あつた他の18名が昭和40年3月下旬以降順次派遣された。

(別添参考資料(5)(6)参照)

(6) 取極

昭和40年10月15日の閣議における「日本青年海外協力隊の派遣に関する取極」に関する閣議決定に基づき、派遣に先立つて、協力隊受入希望国ラオス、カンボディア及びマレーシアの各國政府につき、昭和40年11月23日、12月20日、12月23日並びにフィリピン及びケニアの各國政府につき、昭和41年2月15日、3月31日それぞれ協力隊派遣に関する書簡を交換した。(別添参考資料(6)参照及び前記各国との取極の内容については、別途「日本青年海外協力隊派遣に関する取極集」を参照ありたい。)

参考資料(1)

日本青年海外協力隊要綱

〔名称〕

日本青年海外協力隊 (Japan Overseas Cooperation
Volunteers) 以下「協力隊」と称する。

〔目的および性格〕

開発途上にある諸国の要請に基づき技術を身につけた心身ともに健全な青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働と共にしながら、相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資さんとするものである。

協力隊事業は、相手国政府との間の合意に基づいて実施される新しい国家的計画である。

〔実施機関〕

協力隊事業は外務省の所管とし、海外技術協力事業団に委託実施せしめるものとする。

〔募集および選考〕

協力隊員の募集は、関係省庁、都道府県、

大学、青年団体その他関係団体の協力を得て行なうこととし、高い知性と豊かな情操とたくましい意思を身につけたわが国の青年男女で、開発途上にある諸国開発のために必要な技術と情熱を持つ者は、誰でも応募することが出来る。ただし、選考は選考委員会を設け、概ね次の基準により、相手国の要望とこれらみ合せて行なう。

- (1) 満20才以上の日本人青年男女であること。
- (2) 協力隊の趣旨に賛同し、任務に耐え得る強い意思と頑健な身体を有する者。
- (3) 学歴はとくに問わないが、短大卒程度以上の学力と教養を身につけ、かつ、任務遂行に必要な語学能力を有する者、もしくは一定期間の語学研修により所要の語学を修得し得る能力が認められる者。
- (4) 別記活動分野の項に掲げる各種技術を有するものか、あるいは教育、訓練によつて

これらの技術を修得しうる者。

- (5) 現地の社会環境に適応し、かつ、相手国民と融合できる適性を有する者。

〔教育・訓練〕

協力隊隊員の教育、訓練は、次の諸点について3ヶ月間実施する。

- (1) 協力隊の趣旨に沿つた精神的、肉体的訓練。

- (2) 目的達成のため必要な基本的技術の再教育及び各種応用技術の訓練。

- (3) 徹底した実用的語学教育(特に現地語)。

- (4) 受入国の生活、風俗、習慣、歴史、地理、文化、社会、政治、経済等一般的常識についての教育。

- (5) わが国に関する充分な知識、特に歴史、文化、産業、社会等に関する正しい知識の修得。

- (6) 如何なる環境にも適応出来る強健な身体の育成と保健衛生に関する一般的教育。

(派遣)

協力隊隊員は、概ね次の要領により派遣することとする。

派遣はアジア地域を中心とし、(1)特に派遣要請が強く、協力するにふさわしいプロジェクトがあり、(2)生活条件その他が隊員の現地活動に適し、かつ、任務が効果的に遂行できると判断される国につき重点的に実施する。

- (1) 隊員の派遣は教育訓練の終了後に研修結果を総合的に判定して最終的に決定する。

- (2) 派遣期間は原則として2年とする。

(活動分野)

協力隊の活動分野は概ね次のとおりとする(例示)。

- (1) 農林水産関係(稲作技術、家畜衛生、家畜飼育処理、漁撈技術、森林伐採運搬技術、農水産加工等)

- (2) 鉱工業関係(各種機械技術、各種鉱工業技術等)

//

(3) 交通、通信関係（交通機関の運転、整備、電気通信、放送技術等）

(4) 土木建設関係（道路、測量、建築、土木建設機械の操作、維持、補修等）

(5) 保健衛生関係（医療、防疫、環境衛生、生活改善等）

(6) 教育、訓練関係（職業訓練、日本語教育、体育等）

（隊員の待遇）

協力隊隊員には、国内旅費、支度料、移転料、渡航費、国内積立金、現地手当等が支給されるが、その主なものの次のとおり。

(1) 訓練期間中は宿泊費、食費の外、月若干の手当を支給する。

(2) 派遣期間中は、その国の実情に応じ、150ドル程度の現地手当を支給する。

(3) 派遣期間中は、月額約1万5千円の国内積立てを行ない、任務を終えて帰国した時に支給する。

/2

(4) 隊員には必要な機材を携行せしめる。

(5) 任期終了後の身分については、特別の保障は行なわないが、就職を希望する者には各界関係者の協力を求める措置を講ずる。

日本青年海外協力隊の派遣に関する取扱いに関する説明資料

一 日本青年海外協力隊（以下「協力隊」という。）の事業は、昭和四十年度以降の予算措置により技術協力の一環として実施されることになつた事業で、開発途上にある外国の要請に基づいて、技術を身につけた心身ともに健全な日本青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら、相手国の社会的及び経済的開発発展に協力し、かつ、これら外国との親善と相互理解を深めるとともに日本青年の広い国際的視野の涵養に資することを目的とするものである。

二 この事業は、海外技術協力事業団に委託して実施されるものであるが、客年六月に調査団を東南アジア及びアフリカ諸国に派遣し、開発途上の諸国における受入気運、派遣する場合の問題点、米国平和部隊の活動状況等につき概況調査を行なつたところ、現在のところ、フィリピン、マレイシア、ラオス、カン

ボディアの諸国が特に協力隊の派遣を強く要請しており、さらにその他東南アジア及びアフリカの諸国も多大の関心を示している。

三 これらの国からの協力隊派遣の要請については、外務省において関係各省とも密接に連絡の上、個々の協力分野、派遣人数、派遣期間等の具体的スケジュール並びに相手国における関税、所得税の免除、医療、住居の便宜供与等の具体的項目についての取極の話合いを進めていくところ、その内容は本件事業の性質上、おおむね同様なものがあり、かつ、比較的簡略なものである一方、話合いの成立次第取極を結んで当該事業をすみやかに実施することが、その効果の点において強く望まれるので、目下具体的な折衝を行なつてある国を含めて今後本件事業を実施する国の政府との間で話合いが妥結した場合は本件取極を締結することとしたいたい。

四 なお、今後協力隊が派遣されることとなつたときは、時宜に応じて事前又は事後に閣議に報告することいたしたい。

(参考)

日本青年海外協力隊の派遣のための事業委託費予算
及び派遣計画概要

一 予算(昭和四十年度)

総額 七六、七九一千円

(内訳)

(1) 事務局経費、啓発活動費、選考委員会経費等

(2) 派遣前研修費(五五名)

(3) 実施調査費

(4) 派遣費(派遣五五名、本年度内三箇月分)

予算上七五名、ただし現在海外在勤中の青年技術者一〇名分の滞在費を含みおるため実行では五五名のみ派遣可能

(5) 留保及び未計画額

八、七九五千円

17

二 当面の派遣計画

(イ) フィリピン

農業関係

人員

一四名

(内訳)

土木関係

人員

八名

小規模工業関係(竹細工二名、窯業二名)

派遣期間 二箇年間

人員

二名

(ロ) ラオス

農業関係

人員

四名

(内訳)

土木関係

人員

四名

(内訳)

日本語

人員

四名

体育関係(水泳、柔道各一名)

人員

二名

(内訳)

カンボディア

人員

四名

派遣期間 二箇年間

(イ) マレーシア

農業関係

人員

一〇名

(内訳)

家内工業関係

人員

七名

派遣期間

二箇年間

(内訳)

体育関係(陸上、体操等)

人員

二名

18

参考資料(4)

19

昭和40年度海外協力隊訓練状況

(1) 実施場所

昭和40年度訓練実施にあたつて、適當な訓練施設がなく、海外移住事業団の横浜センター（横浜市磯子区西町16の5）において実施した。

(2) 実施期間及び人員

第1次隊員の訓練は、

自 昭和40年10月11日 の2ヶ月
至 昭和40年12月10日

隊員は31名

第2次隊員の訓練は、

自 昭和41年1月24日 の約2ヶ月
至 昭和41年3月19日

隊員は18名

(3) 訓練内容について

一日の日課は次の通りである。

1、起床 4月～11月までは朝6時

12月～3月までは朝6時30分

起床後、直ちに国旗掲揚（国歌合唱）、

朝礼、体操のうち2000m～4000

mの駈足を実施した。

7:30 朝食

8:00 語学講義開始

12:00

12:10 昼食

13:00 一般オリエンテーション

相手国事情、日本事情、保健衛生、国際情勢等

16:00

16:00 体操

17:00

17:30 夕食

19:30 夜間講義

語学を中心とする

22:00

日、各週に折込んだもの

工場見学

生花、お茶（女性のみ）

民謡、おどり、フォーク・ダンス

現地事情映写会、スライド

対立討論会、デスカッション

また、心身鍛錬として

徒歩訓練 30K (女性も含む)

野外訓練 (山岳地帯 70~80K)

一泊コース

登山競争

参禅会

ハ、技術訓練

隊員各自の技術訓練を各機関に派遣して

行なつた。

(4) 隊員の生活指導

各隊員に協力隊員としての自覚、隊員同志

の融和、生活規律の指導に重点をおいた。

参考資料(2)

昭和40年度日本青年海外協力隊予算及び実施計画

(単位 千円)

区分	予算額	実施計画額	備考
日本青年海外協力隊派遣業務委託費			
1. 管理費	8,835	9,367	
(1) 人件費		5,584	事務局職員10人 9カ月間
(2) 特別経費		3,783	一般事務費
2. 海外事務所費	2,822	2,822	マレーシア新設(6カ月分)
3. 啓発活動費	7,373	7,373	都道府県団体等46団体を通じての国内啓発宣伝活動費
4. 派遣前研修	3,788	5,458	講師及び研修先謝金、研修旅費、教材費、合宿費等

5. 日本青年海外協力隊 協議会運営費	1,600	555	会場借料、会議費、資料作成費
6. 海外協力隊選考委員 会費	660	246	隊員選考委員謝金、会議費、資料作成費及 び受験者旅費
7. 派遣費	51,713	39,385	予算75名 内訳 繼続分 既派遣の青年技術者10名 (畜産2名、教育8名) 11,106千円 新規分 55名 本年度派遣期間3カ月 28,279千円
8. 実施調査費 (未計画額)	0	2,790	東南アジア地域 3名派遣
合 計	76,791	76,791	

参考資料(3)

日本青年海外協力隊の派遣に関する取締に関する閣議決定
海外技術協力事業団に委託して日本青年海外協力隊を派遣することとなつた國の政府との間で別紙の趣旨の取締を行なうこととする。

(別紙)

日本青年海外協力隊の派遣に関する取締の趣旨

- 一 日本国政府は、相手国政府の要請に基づき、両政府間で合意するところに従い、日本青年海外協力隊を派遣する。
- 二 日本国政府は、予算の範囲内で、協力隊員の往復旅費及び滞在費を負担するほか、協力隊員に対し若干の機材を供与して携行させる。
- 三 協力隊員は、その任務を遂行するため、相手国において、関税、所得税等の免除並びに住居及び医療についての便宜供与等を行う。

4.1.4.1
技術協力課

参考資料(5)

日本青年海外協力隊派遣一覧表

派遣国	取極署名年月日	第1次派遣			第2次派遣			備考
		業種	人員	出発日	業種	人員	出発(予定)日	
ラオス	昭和40.1.23	稻作 野菜 日本語 計	1 2 2 5	昭和40.1.224	水道管敷設 柔道 外科助手 計	3 1 1 5	昭和41.3.31	電話回線補修及び 維持(4名)について は41年度予算にて 派遣の見込 合計10
カンボディア	昭和40.1.220	稻作 水泳 柔道 計	2 1 1 4	昭和41.1.9	農業機械 圃場管理 木材伐採 計	2 1 2 5	昭和41.3.31	合計 9
マレーシア	昭和40.1.223	農業普及 体育 計	4 1 5	昭和41.1.15	農業普及 農業機械 数学教育 漁具漁法 日本語 計	2 1 1 2 2 8	昭和41.4.25	合計 13
フィリピン	昭和41.2.15	棚田稻作 野菜栽培 果樹 農業協同組合 小規模灌漑土木 竹細工 計	2 1 2 2 3 2 12	昭和41.2.22	窯業 計	1 1	昭和41.3.30	合計 13
ケニア	昭和41.3.31				建設機械修理 電気関係 計	2 1 3	昭和41.3.30	合計 3
		合計	26		合計	22		総計 48名

昭和40年度日本青年海外協力隊隊員の派遣状況

日本青年海外協力隊事務局

昭和41年4月5日

161

派遣国	業種	氏名	年令	出身地	任務内容	出発日
ラ オ ス	稻作	大西規夫	24	北海道	農業試験場にて稻作の技術指導	昭和40年1月24日
	野菜	森永繁治	24	広島県	農業試験場にて野菜の技術指導	
	隨林吉衛	27	"			
日本語	山下昌子	33	東京都	ヴィエンチャン市内にて官吏学生を対象に日本語・日本文化の指導		
	竹下節子	27	"			
水道管敷設	斎藤誠	31	茨城県	日本の技術援助で敷設されたヴィエンチャン市内水道の各戸引込み工事	昭和41年3月31日	
	佐々木俊一	25	北海道			
	宇賀神明雄	24	東京都			
柔道	真柄浩	22	新潟県	ヴィエンチャン市内にて柔道指導		
医療(外科)	土田穣	27	北海道	サバナックト病院にて外科医師の助手		
10名	稻作	千葉玄二	21	宮崎県	農業センターにて稲の栽培技術指導	
		折原國夫	22	神奈川県		
柔道	中村昌彦	25	愛媛県	国民皆泳運動による水泳指導	昭和41年1月9日	
農業機械	大庭哲生	28	鹿児島県	農業センターにて農業機械の操作、維持		
	黒沢邦弘	22	群馬県	農業センターにて農業機械の操作、維持	昭和41年3月31日	
圃場管理	奥野信一	21	富山県	畜産センターにて飼料圃場の管理		
木材栽培	金田清	25	岡山県	ココンボンゾム湾周辺の森林調査および製材		
9名	菊地輝夫	23	秋田県	セルダン農業学校にて野菜栽培の技術指導	昭和41年1月15日	
	畠沢鉄昌	23	"			
野菜栽培	原田敏幸	29	熊本県	セルダン農業学校にて野菜栽培の技術指導		
	奥山晃市	26	北海道			
マレジア	村山要一	25	静岡県	水泳・体操・陸上・柔道のコーチ		

農業普及 マ レ ン ジ ア	熊谷 安彦 草野 忠征 後藤 隆郎 一瓶 義宗	22 23 28 24	岩手県 福岡県 官崎県 福島県	農業普及および福作指導 農業機械訓練センターにて指導 農業機械訓練センターにて指導 農業機械訓練センターにて指導	昭和41年 1月15日 昭和41年 昭和41年
農業教育 ク ニ ア 3名	園田 植子 梶原 武 湯浅 審 山崎 侑子 稻田 武司 古屋 五郎 力武 秀雄	25 24 25 23 27 27 26	熊本県 東京都 熊本県 東京都 神奈川県 東京都 東京都	セルダン農業学校にて数学と算盤の教育 都へナンおよびクラトウガスにて漁具の操作、漁業資源調査、近代漁法指導 マラヤ大学にて日本語指導 都ナイロビ市にて建設機械の維持修理と技術指導 都ナイロビ市にて電気施設据付修理と技術指導	昭和41年 4月中司派 選予定 昭和41年 3月30日 昭和41年 3月30日
建設機械 ク ニ ア 3名	棚田 稲作 " " " " " "	27 27 27 27 27 27 27	東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都	都ルソン島北部マウンテン州の山肌に階段状に耕作された山地水田の稻作指導	昭和41年 3月30日
電気 ク ニ ア 3名	棚田 稲作 加藤 照雄 瀬井 富雄 矢沢 佐太郎	27 27 28 25	福島県 福島県 熊本県 東京都	キヤベツ馬籠等の増産及び採種の技術指導	昭和41年 3月30日
野菜栽培 フ イ リ ビ ン	岩沢 治雄 守屋 勝治 新保 昭治 三角 国光	26 27 28 24	山形県 岡山県 山形県 福岡県	果物の栽培・病虫害予防・早期栽培の指導 特に商品化に重点を置く 農業活動の全般、特にマーケティングの指導 農業関係全般の管理	昭和41年 2月22日
土木 ク ニ ア 3名	堀川 時正 長倉 吉村 竹細工 " " " "	25 26 25 27 27	福井県 福岡県 福井県 東京都	小規模灌漑と簡単な支線道路・歩橋の修理・架設の指導 農民に竹細工の指導 北部ルソンにおける黒糞の実技指導	昭和41年 3月30日

参考資料(6)

日本青年海外協力隊隊員の派遣
に関する契約書

日本青年海外協力隊事務局長篠浦公夫(以下
「甲」という。)は、
(以下乙といふ。)を日本青年海外協力隊隊員
として任命し、その派遣に關し下記条項により
契約する。

記

(任務内容)

第1条 乙は、日本国政府と
国政府(以下「相手国政府」といふ。)との
合意に基づいて派遣される日本青年海外協力
隊隊員として必要な任務を次により遂行する
ものとする。

(1) 任國における配属機関

(2) 業務

(3) 任期 昭和 年 月 日まで
昭和 年 月 日まで

2 前項第3号に掲げる任期は、日本国政府と

の合意によつて延長または短縮された場合は、
その合意されたところにより変更することが
できるものとする。

(服務)

第2条 乙は、日本青年海外協力隊事業の目的
を十分に認識して、相手国の人々と生活と勞
働を共にしながら相手国政府の一般的管理に
従い誠実に任務を遂行するものとする。

2 乙は、任務の遂行にあたり、甲の指示に従
うとともに在外公館および海外技術協力事業
団海外事務所と緊密な連絡をとりその指示を
うけるものとする。

(海外手当等)

第3条 甲は、乙に対し別に定める「日本青年
海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準」
により海外手当等を支給する。

2 乙が自己の理由により、任期の中途中にて帰
国する場合は、帰国に要する旅費は支給しな
い。ただし、病気その他特別の理由により甲
の承認を得た場合は、この限りでない。

(災害保証)

第4条 甲は、乙の災害に対し別に定める「日本青年海外協力隊隊員の災害補償に関する基準」により補償を行なう。

(報告)

第5条 乙は、別に定める様式により、月例の報告書ならびに帰国の際は総合報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、任務の遂行にあたり、第1条第1項第1号および第2号に掲げる内容と相違すると認める場合は、直ちに甲に報告してその指示を受けなければならない。

(携行機材)

第6条 乙は、携行機材を任国で受領したときは、直ちに甲に対し、所定の様式による受領証を提出し、任国における任務終了迄の期間は、当該機材の管理の責任を有するものとする。

2 任国における任務が終了したときの当該機

材の処理については、甲の指示に従うものとする。

(契約期間)

第7条 契約の期間は、第1条第1項第3号に規定する乙の任期によるものとする。ただし、同条第2項の規定による任期の変更があつた場合には、当該変更された任期による。

本契約を証するため、本書2通を作成し記名捺印のうえ、甲・乙各其の1通を保有するものとする。

甲 日本青年海外協力隊
事務局長 篠浦公夫

乙

参考資料(7)

31

日本青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準

第1章 総則

(目的)

第1 この基準は、海外の地域に派遣する日本青年海外協力隊隊員（以下「隊員」という。）の海外手当等に関する諸般の事項を定めることを目的とする。

第2 隊員に対し支給する手当等は、国内積立金、海外手当、渡航費、移転料、着後手当、支度料、国内旅費および旅行雑費とする。

第2章 海外手当等の支給方法

(国内積立金)

第3 国内積立金は、派遣計画に基づく本邦出発の日から帰国の日までの期間に応じ毎月15,000円を支払いの上、これを積立て隊員が帰国の際に一括交付する。ただし特別の事情により日本青年海外協力隊事務局長が特に認めたときは、この限りでない。

2 隊員が所属する勤務先から本俸が支給される場合は、前項の国内積立金は支給しない。

第4 海外手当は、派遣計画に基づく在勤地到着の日の翌日から在勤地を出発する日の前日までの期日に応じ、1カ月当たり米貨150ドルを支給する。ただし、現地の生活及び物価事情、相手国からの便宜供与等の程度に応じ米貨50ドル以内の額を加減することができる。

(渡航費等)

第5 在勤地との往復は、路程に応じエコノミークラスの航空賃、船賃、鉄道賃及び車馬賃を支給する。

2 前項の旅行における日当は、旅行中の日数に応じ宿泊料は旅行中の夜数に応じ、それぞれ別表第1の定額を支給する。

(移転料)

第6 移転料は、路程に応じた別表第2の定額を支給する。

32

(着後手当)

第7 着後手当は、在勤地に赴任する場合別表

第1の定額の7日分以内の額を支給する。

(支度料)

第8 支度料は77,000円を支給する。

(国内旅費)

第9 赴任に伴り国内旅行の鉄道賃又は船賃は
2等の旅客運賃、急行料金を支給する。

2 前項の国内旅行期間（東京における滞在期間を含む）における日当は、旅行中の日数に応じ宿泊料は旅行中の夜数に応じそれぞれ別表第3の定額を支給する。

(旅行雑費)

第10 旅行雑費は、渡航に必要な予防注射料、入出国税の実費を支給する。

第3章 雜則

(国内積立金及び海外手当の計算)

第11 国内積立金及び海外手当の計算期間は、月の初日から末日までとする。ただし1カ月

に満たない期間の計算はその月の現日数を基礎として日割計算する。

(災害補償等)

第12 隊員の療養補償、遺族補償、障害補償等については別に定める。

第13 この基準により難い場合は、外務省と協議のうえ別の取扱いによることができるものとする。

附 則

この基準は、昭和41年1月11日から施行し、昭和40年12月20日より適用する。

35

別表 第1

単位 円

日 当		宿 泊 料	
甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方
1,400	1,300	4,300	4,100

備考

- (1) 乙地方とはアジア地域(本邦を除く)及びアフリカ地域のうち、大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは乙地方以外の地域を(本邦を除く)をいう。
- (2) 船舶又は航空機による旅行(出発又は到着の日の旅行を除く)の場合における日当の額は、乙地方の定額とする。

36

別表 第2

移 転 料

単位 円

500 km以上 1,000 km未満	1,7400	5,000 km以上 10,000 km未満	39,000
1,000 km以上 1,500 km未満	2,2800	10,000 km以上 15,000 km未満	42,600
1,500 km以上 2,000 km未満	2,8800	15,000 km以上	46,200
2,000 km以上 5,000 km未満	3,5400		

別表 第3

日 当	宿 泊 料	
	甲 地 方	乙 地 方
300 円	1,500 円	1,200 円

備考

- (1) 甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、京都市、神戸市、横浜市、福岡市および北九州都市をいい、乙地区とはその他の地域をいう。
- (2) 鉄道、船舶旅行の宿泊は、乙地方の額による。

日本青年海外協力隊の派遣について

{昭和41年2月4日}
閣議報告
外務省

1. 去年10月15日の閣議において、海外技術協力事業団に委託して日本青年海外協力隊を派遣することになった國の政府との間で派遣に関する取締を行なうことにつき閣議決定が行なわれた。

右閣議決定に基づき、ラオス、カンボディア及びマレーシアの各國政府との間に交渉を行なつた結果去年11月23日、12月20日、12月23日それぞれの政府との間で協力隊派遣に関する書簡交換を行なつた。

2. この結果、ラオスに対しては去年12月24日に隊員5名（稲作1名、野菜2名、日本語2名）を、カンボディアに対しては、1月9日に隊員4名（稲作2名、水泳1名、柔道